

[別紙1]

## 鳥取県社会教育関係団体補助金の事務手続きについて

### 1. 交付申請提出 (指定する日まで)

○交付申請は、下記提出先に郵送又は持参してください。

\* 交付申請の取下げは申請書提出から20日以内に限り行うことができます。

### 2. 交付決定通知到着 (交付申請から原則30日以内)

### 3. 事業開始

※この補助金(交付金)においては、着手届の提出は必要ありません。

【事業を変更・中止・廃止したい場合】

事業を変更・中止・廃止する場合には県の承認が必要です。

変更・中止・廃止申請書を下記提出先まで郵送又は持参してください。

### 4. 事業完了

※この補助金(交付金)においては、完了届の提出は必要ありません。

### 5. 実績報告書提出 (完了・廃止・中止から30日を経過する日と、交付決定を受けた年度の翌年度の4月20日のいずれか早い日)

○実績報告は、下記提出先に郵送又は持参してください。

◎額の確定、補助金の支払または返納

資料提出・問い合わせ先

鳥取県教育委員会事務局社会教育課

鳥取市東町1丁目271番地

0857 - 26 - 7943 shakaikyouiku@pref.tottori.lg.jp